

住居確保給付金のしおり

～就職活動を支えるための～

（家賃補助）

就職活動を支えるための（家賃補助）

離職、自営業の廃止（以下、「離職等」という。）又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下、「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下、「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。※持ち家（住宅ローン）は対象外

◆ 支給額：下記の金額を上限として、次の①、②の場合に応じた額を支給します。

世帯人数	支給上限額
単身世帯（1人）	39,000円
2人世帯	47,000円
3～5人世帯	51,000円
6人世帯	55,000円
7人以上世帯	61,000円

※世帯の考え方は、同居かつ、生計を同じくしていることです。

※賃貸借契約書に記載された
実際の家賃額
（共益費・管理費・駐車場代
等は含まれません）

①世帯の収入状況が基準額以下の場合は、家賃額※

②世帯の収入状況が基準額（3頁）を超える場合は、次の計算式により算出される金額

【支給額＝家賃額※－（月の収入額－基準額）】

（例）単身世帯で、月の収入が100,000円、家賃35,000円の方の場合

実家賃35,000円－（収入100,000円－基準額92,000円）＝支給27,000円

◆支給期間：原則3か月間（一定の条件により3か月間の延長、再延長が可能です。）

◆支給方法：大家・貸主等の口座へ直接振り込みます。

※クレジットカードにより賃料を支払う契約になっている場合はご相談ください。

★次のことに注意してください

・住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）は、上表記載額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。

※住宅入居初期費用（敷金・礼金・入居当初に要する家賃等）は対象外

・住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）は、ご契約中の家賃金額が、支給限度額を超えている場合、超えた金額については自己負担となります。

・滞納している家賃への充当はできません。

家賃補助を受けるための要件

申請時に以下のすべての項目に該当する方が支給対象となります。

1. ①離職、②自営業の廃止、③ご自身の都合に寄らない就業機会の減少により経済的に困窮し住居を喪失している又は喪失するおそれがあること。
2. ①申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること。
ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間（最長4年）
②就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
3. 離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。
4. 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が「収入基準額」以下であること。【3頁支給要件参照】
5. 申請日において、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（現金、預貯金、株式等）の合計額が、基準額×6（上限100万円）以下である。
【3頁支給要件・資産基準額参照】
6. 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
ただし、上記2②に該当するものであって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると認められる場合は、申請日の属する月以降から起算して3月間（最大6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。
【4頁家賃補助受給中の求職活動参照】
※住居確保給付金における常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいいます。
7. 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
8. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。
9. 生活保護を受給していないこと。

支給要件（収入基準額・資産基準額）

●収入基準額

世帯人数	基準額	家賃額（上限額）	②収入基準額 【基準額＋家賃額】 （上限額）
1人	92,000円	39,000円	131,000円
2人	139,000円	47,000円	186,000円
3人	172,000円	51,000円	223,000円
4人	214,000円	51,000円	265,000円
5人	255,000円	51,000円	306,000円
6人	297,000円	55,000円	352,000円
7人	334,000円	61,000円	395,000円

※家賃額は、1頁の支給上限額が適用されます。

※①基準額以下は家賃額

①基準額以上②収入基準額未満は一部支給。1頁参照。

※収入基準額を超える場合は支給対象外となります。

住居確保給付金支給額＝実家賃額－（月の世帯収入合計額－①基準額）

※対象となる収入については9頁を参照。

●資産基準額

世帯人数	金融資産の上限額
1人	552,000円
2人	834,000円
3人以上世帯	1,000,000円

※負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

※対象となる資産については10頁を参照。

家賃補助受給中における求職活動等

住居確保給付金（家賃補助）の受給中は、①・②のいずれかの求職活動等を行っていただく必要があります、必ず「くらしサポート課の支援員の助言」等により、常用就職に向けた求職活動等を行っていただく必要があります。

くらしサポート課では就労相談もしており、就労支援コーディネーターが在籍しハローワーク同様の求職活動ができます。

以下①または②の求職活動を怠る場合は、住居確保給付金（家賃補助）の支給を中止します。

①常用就職にむけた活動をする方

- ・毎月4回以上、くらしサポート課の支援員による面接等の支援を受ける。
- ・毎月2回以上、ハローワーク又はくらしサポート課で、就労相談を受ける。
- ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受ける。

☆ハローワーク又はくらしサポート課で就労相談や面接を受けるときは「職業相談確認票」「常用就職活動状況報告書活動」を持参ください。

②自立にむけた活動をする方

（自営業者のうち、事業再生に向けた活動を行うことを求職活動に代える方）

- ・毎月1回以上経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所等）での経営相談を受ける。
「自立に向けた活動状況報告書」に経営相談先での相談記録を記載してください。
- ・毎月4回以上、くらしサポート課の支援員による面接等の支援を受ける。
「自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。また、収入状況の報告を行ってください。（帳簿・通帳等の確認資料のコピーも提出）
- ・経営相談先からの助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、計画に基づく取組を行う。
「自立に向けた活動計画」の計画に基づく活動を行う必要があります。

※経営相談先から求職活動を行うことが適当と助言された場合は、速やかにくらしサポート課に報告してください。（求職活動をしていただきます。）

※再延長した場合は、上記①常用就職にむけた求職活動に切り替えていただきます。

住居確保給付金（家賃補助）の申請をするために必要なもの

※各提出書類の写しについては、確認のため原本をご提示ください

- ☐ 住居確保給付金支給申請書
- ☐ 住居確保給付金申請時確認書
- ☐ 本人確認書類（次のいずれか）
 - ・運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳（各1点）
 - ・資格確認書、住民票、戸籍謄本等（各2点）
- ☐ 離職、廃業又はやむを得ない休業等が確認できる書類
 - ㊦2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
（離職票、離職証明書、雇用保険受給資格者証、廃業届等）
 - ㊧雇用労働者の場合は、勤務日数や勤務時間の減少が確認できる雇用主から提示されたシフト票等
 - ㊨個人事業主の場合は、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類等
 - ㊩請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等
- ☐ 申請日に属する月の収入が確認できる書類（該当するものすべて）
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類の写し
【収入に変動がある場合は、直近3か月分がわかるもの】
 - ・給与明細書 ・公的給付の振込通知 ・雇用保険受給資格証明書
 - ・（自営業・個人事業主）帳簿等の写し ※月の収支がわかるもの
- ☐ 金融資産が確認できる書類
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し
（直近より過去3か月分、WEB通帳含む）
 - ・株式、債券、投資信託等お持ちの方は、金額を確認できる資料の写し
- ☐ 住宅に関する書類（3点必要）
 - ①「入居住宅に関する状況通知書」
 - ②賃貸借契約書の写し
 - ③公共料金の払込票等の写し

申請から決定までの流れ

- ①受給要件を確認（2・3頁参照）
- ②くらしサポート課へ相談・申請
※住宅を喪失されている方は、新たに住宅を確保しようとする市区町村にご相談ください。
- ③くらしサポート課で審査し、決定内容について本人へ通知

~~~~~以下は、「支給決定」となった場合の流れとなります~~~~~

- ④「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」を本人に交付します。  
不動産媒介業者等に対しては、「住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書」の写しを本人よりお渡しください。
- ⑤求職活動等を実施し、活動状況や生活状況を月4回、面談等によりくらしサポート課へ報告（4頁参照）

## 家賃補助支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金（家賃補助）の支給決定後、常用就職（期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職）をされた場合は、「常用就職届」および雇用形態を確認できる書類（採用証明書、雇用契約書等）をくらしサポート課へ提出してください。その際には、就労収入額が確認できる書類（給与明細等）についても、「常用就職届」を提出した月以降毎月提出していただきます。

常用就職により、住居確保給付金（家賃補助）が支給中止となる収入要件（3頁）を超える就労収入が得られた場合、原則、その収入が得られた月から支給を中止します。

## 家賃補助を中止する場合があります

- ◆求職活動等や面接等を怠った場合
- ◆常用就職や収入の報告等を怠った場合
- ◆就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合  
(原則、その収入が得られた月から支給中止します。)
- ◆住宅を退去した場合（大家等からの要請やくらしサポート課の指導による場合を除く）
- ◆支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合
- ◆受給者又は受給者との世帯に属する方が暴力団員と判明した場合
- ◆禁固刑以上の刑に処された場合
- ◆生活保護費を受給した場合
- ◆支給中断後2年を経過した場合、もしくは中断中の生活状況等の報告を怠った場合
- ◆受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

## 支給額の変更ができる場合があります

- ◆住居確保給付金（家賃補助）支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ◆申請時に収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に世帯収入が基準額以下に減少した場合
  - ◆受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、くらしサポート課の指導により転居が適当である場合
- ※家賃の変更又は収入が下がったことが証明できる書類の提出が必要です。

## 家賃補助を返還していただく場合があります

- ◆住居確保給付金（家賃補助）を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適切受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金（家賃補助）も中止します。

## 家賃補助の支給期間を延長する場合

住居確保給付金（家賃補助）受給中の求職活動を、誠実かつ熱心に行っている場合は3か月ごとに最長9か月まで延長することが可能です。

延長申請を希望される場合、受給期間の最終月に支給要件審査を受けていただく必要があります。

## 家賃補助の再支給について

◆住居確保給付金（家賃補助）は原則1人1回の支給です。

ただし、住居確保給付金（家賃補助）の受給終了後に、以下の要件にすべて該当すれば再度支給を受けることができます。

①新たに会社の都合で解雇（受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除きます。※）になった場合や、会社が倒産した場合、廃業（本人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）の場合。

又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合。

②常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに①に該当する者。

③従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していること。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

## 生活にお困りの方に

くらしサポート課では、住居確保給付金や就労支援以外にも、家計相談や弁護士相談等の事業を実施しています。また、必要に応じて関係部署・関係機関と連携した支援行っています。

生活にお困りのことがありましたら、支援員にお気軽にご相談ください。

## 収入要件

| 算定対象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 算定対象外                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◆税引前の稼得収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外</li> <li>・事業収入（経費を差し引いた控除後の額）</li> <li>・原稿料</li> <li>・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る）</li> </ul> <p>※事業収入赤字は0円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員報酬</li> <li>・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額）</li> <li>・家賃収入</li> </ul> <p>◆税引前の収入全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む）</li> <li>・各種年金</li> <li>・年金生活者支援給付金</li> <li>・特別障害給付金</li> <li>・軍人恩給</li> <li>・仕送り（同居配偶者等以外）</li> <li>・養育費（右記以外）</li> <li>・婚姻費用分担金</li> <li>・慰謝料（継続的なもの）</li> <li>・障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律）</li> <li>・健康保険傷病手当金</li> <li>・ボランティアで得た収入（交通費分は除く）</li> </ul> | <p>◆特定の目的のために支給される手当・給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当</li> <li>・公的年金における子の加算額</li> <li>・特別児童扶養手当</li> <li>・特別障害者手当</li> <li>・児童手当</li> <li>・里親に支給される手当等</li> <li>・奨学金（貸与型・給付型は問わない）</li> <li>・児童育成手当（自治体独自の手当）</li> <li>・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の使途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合）</li> </ul> <p>◆職業訓練受講給付金</p> <p>◆各種保険金の受取 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険（配当金含む）</li> <li>・損害保険</li> <li>・学資保険</li> <li>・個人年金</li> <li>・産科医療補償制度において受け取る補償金等</li> </ul> <p>◆一時的な収入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慰謝料（一括で支払われるもの）</li> <li>・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの）</li> <li>・通常短期間支給される手当・給付・休業補償給付、療養補償給付（労災保険）</li> <li>・義援金</li> <li>・配当金</li> <li>・株式等の売却益</li> <li>・退職金</li> <li>・未支給年金</li> <li>・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合）</li> </ul> <p>◆雇用継続給付（高齢・育児・介護）</p> <p>◆原則22歳以下かつ就学中の子の収入</p> <p>◆給与等に含まれる通勤手当</p> |

(参考)

| 【金融資産要件】                                                         |                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 算定対象                                                             | 算定対象外                                                            |
| ◆現金<br>◆預貯金・財形貯蓄<br>◆債券・国債<br>◆株式・出資金<br>◆投資信託<br>◆暗号資産<br>◆NISA | ◆生命保険<br>・個人年金保険（養老保険）<br>・学資保険<br>◆確定拠出年金<br>・個人型iDeCo<br>・企業DC |

お問い合わせ先  
和泉市くらしサポート課  
TEL：0725-99-8100（生活相談係）  
TEL：0725-99-8124（労働政策係）  
FAX：0725-41-1778

## 生活費等が必要な場合は

生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金」の貸付をご相談ください。（一定の条件あり）

### ＜総合支援金（生活支援費）＞

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 貸付限度額      | 単身世帯：月15万円以内 / 複数世帯：月20万円以内 |
| 貸付期間       | 原則3ヶ月以内                     |
| 据置期間       | 貸付期間終了後から6ヶ月以内              |
| 償還期限       | 10年以内                       |
| 貸付利子・連帯保証人 |                             |
|            | 連帯保証人有：無利子 / 連帯保証人無：年1.5%   |

### ＜緊急小口資金＞

|       |            |
|-------|------------|
| 貸付限度額 | 10万円以内     |
| 据置期間  | 貸付日から2ヶ月以内 |
| 償還期限  | 12ヶ月以内     |
| 貸付利子  | 無利子        |
| 連帯保証人 | 不要         |

#### 【お問い合わせ先】

和泉市社会福祉協議会

住所：和泉市府中町4-20-4

電話：0725-43-7513・7514